

## 平成10年度事業計画

社団法人瀬戸内海環境保全協会

### 今年度事業推進上の基本方針

社団法人瀬戸内海環境保全協会では、次の方針のもと瀬戸内海の環境保全のため積極的に事業を展開してきた。

- (1) 瀬戸内海の環境保全、環境創造に関する広報普及活動の中心的な役割をする。
- (2) 瀬戸内海に関する各種情報センターの役割をする。
- (3) 瀬戸内海の環境に関する技術・知識の集積並びに調査研究機関の役割をする。
- (4) 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動の役割をする。

平成10年度は、この基本方針を踏まえつつ、協会では、今年度答申が予定されている瀬戸内海環境保全審議会の「瀬戸内海における新たな環境保全・創造施策のあり方」を踏まえて、環境庁をはじめとして諸団体が今後展開するであろう瀬戸内海環境保全特別措置法の目的である「環境を健全な状態に保全・回復して後代に引き継ぐ」ための施策に対応した創造的事業を会員相互の連帯と積極的な参加により推進することとする。

また、明石海峡大橋の開通を迎えて瀬戸内海の来るべき三橋時代に対応した新しい瀬戸内海の環境創造に向けた関連事業に支援・協力をを行う。

## I 一般事項

### 1. 会議等の開催

#### (1) 通常総会

- ・時期：平成10年5月
- ・内容：平成9年度事業報告及び収支決算、平成10年度会費並びに平成10年度事業計画及び収支予算等の審議。

#### (2) 理事会

- ・時期：年3回（平成10年5月、平成10年12月、平成11年3月）
- ・内容：通常総会付議事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (3) 専門委員会等

##### ①企画委員会

年3回

平成10年度における協会の創造的事業の推進のための進行方策検討及び平成11年度事業の検討・企画を行う。

##### ②調査委員会

年1回

調査事業の推進にあたって関連する事業の企画調整を行う。

##### ③編集委員会

年2回

協会が発行する「瀬戸内海」の編集についてその方針を定めるとともに内容の検討を行う。

##### ④「新・瀬戸内海文化シリーズ」編集委員会

年2回

新・瀬戸内海文化シリーズ 2 の「瀬戸内海の文化と環境」の編集と刊行の具体化を行う。

⑤賛助会員事業部会 年 3 回

平成 10 年度から「賛助会員事業部会」を設置し、協会活動に対する賛助会員の積極的な参画と賛助会員に係る事業の検討・企画を行う。

(4) 参事・事務局長並びに担当課長会議 年 1 回

会員に対し、協会事業の理解と周知を図るとともに、協会事業の企画・検討のための意見交換を図る。

## 2. 専門委員の委嘱等

企画委員、調査委員、編集委員を委嘱する。

## II 事業活動

### 1. 普及・広報活動

(1) 平成 10 年度（第 26 回）瀬戸内海環境保全月間事業の展開（10.6.1 ～6.30）

瀬戸内海関係地域住民並びに関係者に対し、広域的な瀬戸内海環境保全意識の高揚を図るため、設定した統一テーマに基づいて会員並びに関係諸団体の協力を得て、広く公募により作成したポスターの掲示、パンフレットの配布など各種行事を実施する。

(2) 瀬戸内海環境保全普及活動事業（環境庁委託）（昭 51～）

瀬戸内海の環境保全思想の普及、意識の高揚を図るため、一般市民、行政機関、環境保全団体の実践指導者、事業場の環境保全担当者等に対する研修を行うとともに、広報資料・啓発用具・用品の作製配布を行う。

また、環境保全活動テキストを作成するなど各種環境保全活動の支援を行う。

①研修会、講演会の開催

- ・水辺・海辺の教室及び組織別・地区別研修会／講演会の開催。
- ・環境市民講座の開催（4 回／年）

②広報資料、用品の作成配布

- ・小冊子「親と子の水辺の教室、海辺の教室」、資料集「瀬戸内海の環境保全—平成 10 年度版」、各種広報印刷物（ポスター、パンフレット、チラシ等）の作成配布
- ・環境保全啓発用具・用品（下敷、水切り袋、ビニール袋等）の作製配布

③立看板、パネル、幕等掲示による環境保全広報活動

④環境保全活動テキストの作成

- ・「森から海」への観点から参加型の環境保全活動を推進するためのテキストの作成。

⑤瀬戸内海環境保全トレーニングプログラムの実施

- ・瀬戸内海環境保全担当者の資質向上を図るため、瀬戸内海の自然、環境、文化の他、最新の環境修復技術などを研修内容とする「瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム」の実施。
- (3) 小冊子「親と子の水辺の教室、海辺の教室」の頒布及び瀬戸内海環境保全パネルの貸し出し  
自然と生物のしくみを図解した観察用テキスト「親と子の水辺の教室、海辺の教室」を発行、頒布するとともに、平成9年度に引き続き「瀬戸内海の環境保全パネル」を、会員が実施するイベント等における展示での活用を目的に貸出を行う。
- (4) 環境イベントへの参加  
活動の一環として他団体が主催する環境イベントに協会から出展し、パネル展示、資料配付等瀬戸内海の環境保全の普及・広報に努める。
- (5) 環境保全に関する講演会等の開催
- (6) 会員及び関係機関が主催する各種環境保全事業への後援・協力

## 2. 指導・助成

- (1) 各種環境保全活動事業に対する助成  
中核市、漁業団体、衛生団体が実施する各種環境保全活動事業に対しその活動費用の一部を助成する。
- (2) 賛助会員による事業活動の推進  
賛助会員事業部会での企画検討を踏まえ賛助会員を対象とした研修会の開催等、賛助会員による事業活動との推進を図る。

## 3. 情報収集と提供

- (1) 総合誌「瀬戸内海」の発行  
瀬戸内海の自然・社会・人文科学の総合誌として「瀬戸内海」を年4回発行、頒布する。
- (2) 資料集「瀬戸内海の環境保全ー平成10年度版」の発行及び頒布  
瀬戸内海に関連する各種資料を収録した資料集「瀬戸内海の環境保全ー平成10年度版」を発行、頒布する。
- (3) 「新・瀬戸内海文化シリーズー瀬戸内海の文化と環境ー」の発行、頒布  
協会20周年記念事業の一環として、白幡洋三郎国際日本文化センター教授編著による「瀬戸内海の文化と環境」を「新・瀬戸内海文化シリーズ2」として発刊、頒布する。
- (4) 協会インターネットホームページの開設  
協会各種事業の周知及び環境保全データの提供等瀬戸内海の環境保全活動の情報ネットワークの形成を目的として協会インターネットホームページを開設する。

## 4. 調査研究

### (1) 瀬戸内海環境情報調査（環境庁委託）

瀬戸内海の島嶼部における自然海浜等の環境を良好な状態で保全するための方策について、水質浄化作用や生物生育の場としての機能面に着目した保全のあり方や、住民等の環境保全への参加の促進方策を「瀬戸内海環境情報調査検討委員会」を設置し検討する。

### (2) 瀬戸内海環境情報源調査（環境庁委託）

瀬戸内海における石油貯蔵・輸送状況、石油流出事故に対する現状の体制、過去の石油流出事故の内容と対策（環境調査を含む）について整理した情報源を踏まえ、将来の流出事故に備えた瀬戸内海の石油流出事故の環境対策マニュアルを「瀬戸内海環境情報源調査検討委員会」設置し検討する。

### (3) 瀬戸内海沿岸域環境保全・創造計画策定調査（環境庁委託）

瀬戸内海の恵沢を後代に継承していくためには、従来の規制型保全に加え、誘導型創造の取組の追加・展開が必要である。そこで本調査において、残された自然環境の保全を図るとともに、自治体、事業者、地域住民の各主体における瀬戸内海の環境を取り戻すための自主的取組を推進するために、その目標、各主体の役割分担の設定等を内容とする瀬戸内海の沿岸域における環境保全・創造計画及び策定マニュアルを策定するための調査を実施する。

### (4) 兵庫県瀬戸内海沿岸域環境保全創造計画策定調査（兵庫県委託）

瀬戸内海では、瀬戸内海の環境保全を目的として、種々の開発が抑制されてきた。しかし、この沿岸域は人口、産業が集中し、従前より開発需要が高く瀬戸内海環境保全特別措置法の規制にもかかわらず埋立等が行われ、現状、不可避な環境損失は容認せざるを得ない状況にあり、環境悪化が進行している。

そこで、兵庫県の瀬戸内海沿岸域に残された貴重な自然環境を保全することはもとより、開発事業の設計・計画段階から、予測される不可避な環境損失について容認せず、代替を行い、事業実施後の環境を量・質とも改善させることを目的とした「兵庫県瀬戸内海沿岸域環境保全創造計画」策定に向けて調査を実施する。

## 5. 瀬戸内海研究会議に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議の事務局を担うとともに研究会議が行う事業の運営推進を支援し、協力する。

### (1) 瀬戸内海研究会議事務局

瀬戸内海研究会議の円滑な事務運営と会員との連絡調整を行うとともに事業の適正で、効率的な遂行を目的として協会が事務局を務める。

### (2) 瀬戸内海研究フォーラム in 徳島の開催に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議が主催する「瀬戸内海研究フォーラム in 徳島／三橋時代に向けた G L O C A L な瀬戸内海の環境」の開催に対し、支援・協力を行うとともに協賛する。

## 6. 国際的な活動

### (1) 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動

国際エメックスセンターが主催して開催する「明石海峡大橋開通記念ワークショップー閉鎖性海域の環境創造方策ー」に協力する。

### (2) 閉鎖性海域環境保全国際基金の運用(平成 10 年 3 月 31 日現在基金総額 1,358,700 円)

閉鎖性海域環境保全国際基金管理規則に基づき、安全かつ有利な方法で資金を運用し、国際エメックスセンターに対する活動交付金の交付に努める。

## 7. その他関連事業

### (1) 国に対する要望

協会が実施する事業及び調査研究の拡充強化並びに本協会の運営への配慮について国に要望する。

### (2) 瀬戸内海環境保全知事・市長会議との協調

①知事・市長会議と連絡を密にしつつ、協調して事業実施にあたることとする。

②知事・市長会議が明石海峡大橋の開通を記念して開催する「瀬戸内海環境シンポジウムー瀬戸内海の環境保全・創造と持続可能な利用ー」に協賛するとともに、協力する。

### (3) 賛助会員の加入促進

協会の目的に賛同する企業等の賛助会員加入の促進に努める。

### (4) 協会パンフレットの作成・配布

会員のみならず一般の方々に対して協会の設立目的、組織、事業活動をよりわかりやすく広報できる協会のパンフレットを作成、配布する。